

山形県被災建築物

第7号

平成16年 3月 1日

応急危険度判定〇Q通信

宮城県北部連続地震で応急危険度判定を実施しました

15年7月26日に発生した宮城県北部連続地震で被災した建築物に対して応急危険度判定を実施したので、その概要を報告します。

(1) 地震の概要

7月26日に最大震度6以上の地震が前震、本震、余震と3回発生しましたが、そのうち本震の概要は以下のとおりです。

本震（第2回目の地震）：最大震度6強

- ・発生日時：平成15年7月26日午前7時13分
- ・震央：北緯38.4度、東経141.2度
- ・震源深さ：約11.6km
- ・規模：マグニチュード6.2

(2) 応急危険度判定活動の概要

- ① 支援本部設置期間：7月27日～8月3日
- ② 実施自治体：宮城県内の下記の5自治体
矢本町・鳴瀬町・河南町・鹿島台町・南郷町
- ③ 支援派遣チーム：延べ344班（延べ743人）

(3) 実施本部及び支援本部の設置

上記の5自治体に応急危険度判定実施本部が設置され、県は石巻西高等学校（矢本町）に支援本部を設置しました。また、本庁建築宅地課において現地支援本部のバックアップを行いました。

また、各町の担当者が判定コーディネーター的な役割を担って、各町実施本部との連絡調整及び判定士の現地判定拠点への案内等を行いました。

現地支援本部の主な業務は、以下のとおり。

- ① 判定士の出欠の確認及び建築宅地課への報告
- ② 判定士への注意事項、日程等の説明。
- ③ 判定士への講習会の開催（1時間半程度）
- ④ 物品等の確認及び不足分の建築宅地課への連絡
- ⑤ 判定調査表の受け取り、チェック及び集計
- ⑥ 翌日の判定活動への参加確認及び本庁への報告
- ⑦ その他

(4) 他県からの参加状況

今回の応急危険度判定活動に対して各県から参加いただきました。本誌上をお借りして改めて御礼申し上げます。

判定結果

	木造	S造	RC造等	計
危険	1,174	37	49	1,260
要注意	2,117	46	18	2,181
調査済	3,498	235	71	3,804
計	6,789	318	138	7,245

被災状況写真1



文責：宮城県土木部建築宅地課 企画調査班
TEL: 022-211-3245 FAX: 022-211-3191
<http://www.pref.miyagi.jp/kentaku/Index.htm>

問い合わせ先：山形県土木部建築住宅課
TEL. 023-630-2433
FAX. 023-630-2639

発行／全国被災建築物応急危険度判定協議会
ホームページアドレス <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

被災宅地危険度判定制度を御存知ですか？

建築物の応急危険度判定と同様に、災害時の応急対策として、危険度を判定する制度の概要を紹介します。

○被災宅地危険度判定とは

地震や降雨等により、宅地災害が広範囲に発生した場合に、被害の状況を迅速かつ的確に把握して、二次災害を防ぐため、宅地の危険度を判定するものです。降雨災害にも対応するところが建築物の応急危険度判定との違いです。

○判定を行うのは

判定活動は、市町村の災害対策本部が実施します。実際の判定は、被災宅地危険度判定士が行います。

○判定士となるのは

都道府県により多少異なりますが、宅地造成に関する技術的見識をもっていること。養成講習会を受講していることを条件に、知事等が認めた者が判定士となります。現在は、行政職員を中心に全国で千名を超える方が登録を受けています。

○判定のチェックポイントは

調査・判定は、マニュアルに基づいて実施され、対象は擁壁、地盤、のり面、排水施設を中心とし、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定します。



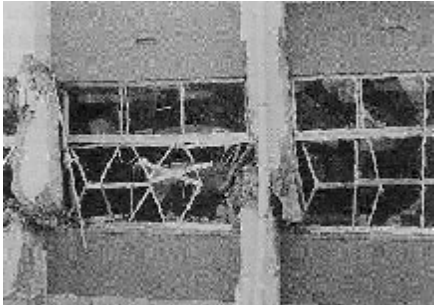
○判定結果はどのように表示されるのか

建築物と同様に、「危険宅地：赤」「要注意宅地：黄」「調査済宅地：青」に区分して表示します。判定ステッカーを見やすい場所に貼付して、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すこととなっています。ステッカーには、対処方法の説明や、問合せ先等も表示されます。

宅地の危険度判定は、鳥取県西部地震や芸予地震、本年の宮城県北部地震でも実施されております。今後は、判定活動における、「宅地」と「建築物」の連携ということも十分に考えられます。詳しくは、都道府県の宅地開発指導担当部局へお問い合わせください。

0Q クイズ

判定士になったつもりで区分をしてください。

<p>問1 下記写真の建築物の不同沈下についての被災度は？ Aランク？ Bランク？ Cランク？</p>	<p>問2 下記写真の落下物についての被災度は？ Aランク？ Bランク？ Cランク？</p>	<p>問3 下記写真の鉄筋コンクリート造の柱の被害について損傷度は？ 損傷度Ⅲ？ 損傷度Ⅳ？ 損傷度Ⅴ？</p>
		

Q&Aコーナー

Q 2 6 他の地域へ応援に行く場合、判定活動中の食事や宿泊場所は確保されていますか。	A 2 6 原則として、判定実施主体である自治体が用意します。 ただし、用意された施設以外で宿泊した場合や、用意された食事以外の食事を摂った場合は、原則として民間判定士等の負担となります。
Q 2 7 判定士が県外転出したとき、どうしたらいいですか。	A 2 7 転入した県で認定申請を行えば、講習会の受講を要せずに判定士資格を取得することができます。 ただし、県によっては認定条件が異なる場合があるので、事前に県の担当課にお尋ねください。
Q 2 8 他の都道府県の判定活動に自主的に参加できますか。	A 2 8 判定士は原則として、実施本部（市町村）又は支援本部（都道府県）の派遣要請に基づいて判定活動を行います。 他の都道府県での判定活動を希望する方は事前に登録を受けた都道府県の指示に従ってください。
Q 2 9 判定士の登録に年齢制限がありますか。	A 2 9 年齢制限は特にありません。 なお、危険を伴ったり体力を消耗したりする業務であるため、体調に不安のあるときは活動を辞退した方が良いでしょう。
Q 3 0 判定士の認定を受けていない建築士、又は、有効期限の切れた(元)判定士は、判定活動に参加できますか。	A 3 0 判定活動は、現に判定士である方のみが行います。 いつでも判定活動が行えるよう、更新の手続きは忘れずにおこなってください。

おしらせコーナー

応急危険度判定活動等における補償制度について

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物の安全性を応急的に判定し、余震等による二次災害から未然に防止することを目的としており、その活動の性質上、常に危険が伴います。

このことから、全国被災建築物応急危険度判定協議会では、民間の応急危険度判定士等が、応急危険度判定の訓練活動若しくは判定活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害を負った場合の補償制度を実施しています。

この補償制度が適用となる活動の範囲は、応急危険度判定の訓練活動若しくは判定活動となります。また、補償制度が適用となる活動の期間は、民間判定士等が自宅又は職場を離れ、訓練活動若しくは判定活動に参加し、再び自宅又は職場に復帰するまでの間としています。ただし、宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除かれます。

補償の内容は、傷害補償（死亡時、入院時、通院時）および施設賠償（対人、対物）からなります。その保険料については、各地方自治体が負担しています。なお、詳しい内容については、各都道府県にお問い合わせください。

山形県からの報告コーナー

○ 山形県被災建築物応急危険度判定連絡会議開催

平成16年1月16日、県庁会議室において(社)山形県建築士会会長、各支部長と県、山形市他5市の代表が出席し、上記の連絡会議を開催しました。

宮城県連続地震を教訓に、災害時の判定士との連絡体制の確立について協議し、今後、建築士会各支部と検討しながら連絡体制を整えることにしました。

また、判定士は要請を待つ受け身の姿勢ではなく受動的に参集する必要があるとの意見が出されました。

○ 状況付与型図上訓練が実施されました。

平成15年12月19日、県庁の2階講堂において大規模地震災害の発生に備え、県における大規模災害発生時の初動体制の検証と評価、職員の災害対応・危機管理能力の向上を図る目的で新たな訓練方式である「状況付与型図上訓練」が報道陣や関係機関が参観する中で実施されました。

訓練では、山形盆地断層帯を震源とするM7.8の直下型地震が発生したとの条件で「山形県災害対策本部」が設置されたところから始まり、情報を与える(状況付与)コントロールボックスから刻々と被害状況が各対策班(管理班、保健医療対策班、輸送対策班、生活救援班、ライフライン対策班、建築物対策班)に伝えられ、各班がその情報を全員で確認し、地図等を活用し整理していきます。そして、各班で対策を検討(建築物対策班は応急危険度判定士の必要人数算定、応急仮設住宅戸数算定等)して報告する作業を2時間行いました。その後、全員で評価・検証を行い、訓練のための訓練ではなく緊張感を持って実施できましたが、情報の整理の重要さを感じました。

○ 木造住宅耐震実態調査の結果について

一昨年、政府の地震調査会から今後30年以内M7.8程度の地震が最大約7%の確率で発生するとの予測が報告され、県でも山形盆地断層帯を震源とした場合の被害想定を発表しました。県内には約32万戸(平成10年調査により)の木造住宅があり、その内、約19万戸の住宅が昭和56年以前に建築されたものと思われます。阪神大震災においても昭和56年以前に建築された木造住宅の被害が甚大でした。

そこで、山形県では15年度に国の補助事業を活用し「民間木造住宅耐震実態調査」を実施し密集市街地における住宅の耐震性を耐震診断により調査することになりました。

山形市の密集市街地(七日町)を対象に約200戸の木造住宅世帯に診断実施希望のアンケート調査表

を配布し、各町内会長の協力により175戸から回答がありました。その内、76戸から診断希望があり、業務委託を行った設計事務所で希望住宅の耐震診断を実施しました。図面のない住宅では聞き取りをしながら間取りを作成した上で診断を行いました。診断は簡易診断でパソコンを使用し、ソフトは山形県建築住宅課のHPからもダウンロードできる「我が家の耐震チェック」を採用しました。

その結果、「やや危険」「危険」を合わせると全体の71%の住宅の耐震性に問題があることが判りました。建築年度別にみても昭和56年以前建築の住宅が約80%を占める結果になりました。昭和56年以降建築の住宅でも壁配置のバランスが悪いため問題があるとの結果がでました。簡易診断なので微妙な数値の住宅は精密診断が必要かと思われます。今後も県民に対して耐震化についての情報提供、PRを実施していきたいと思えます。

全国協議会からの報告コーナー

I. ホームページのご案内

全国被災建築物応急危険度判定協議会のホームページでは応急危険度判定士に必要な情報を常時掲載しています。

制度に関する疑問があるとき、協議会の活動内容が知りたいとき、OQ通信ともどもご覧ください。

http://www.kenchi-ku-bosai.or.jp/Ji_mukyoku/Oukyu/Oukyu.htm

II. 全国連絡訓練を実施しました

全国協議会会員により全国連絡訓練を実施しました。

訓練実施日時：平成15年9月1日(月) 12:00-16:50

訓練想定：地震発生時刻 同日12:00

地震名称 熊本県中部内陸直下型地震

地震規模 マグニチュード6.5

被害状況：熊本県熊本都市圏全域で被災

OQクイズの答え

問1	答えはCランク 不同沈下によって屋根・小屋組がかなり損傷を受けており、Cランクとなります。調査表中の「構造躯体の不同沈下」とは、地盤の沈下や構造骨組みの部分的あるいは全体的な損傷によって、屋根、小屋、土台等が上下方向に一樣でない変形をしている状況をいいます。
問2	答えはCランク 屋根瓦が傘を差した人の頭上に今にも落下しそうな危険な状態にあり、Cランクとなります。
問3	答えは損傷度V 柱の鉄筋が曲がり、内部のコンクリートも崩れ落ち、高さ方向に変形が生じていることから、損傷度Vとなります。なお、損傷度Vの柱が10%を超えた場合には、建築物の被災度はCランクとなります。